

藤ビルトランクルーム使用契約書

借主 (以下「甲」という)と 貸主 株式会社マイホーム(以下「乙」という)とは、下記表記のトランクルームを使用するため、次の通り契約(以下「本契約」)を締結する。

第1条(トランクルーム詳細・賃貸条件・契約期間等)

設置場所名称	藤ビルトランクルーム	所在地	千葉市中央区新宿2-2-5
ルームNo		契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (1年更新)
月額賃料	円(税込)	主たる収容物	
保証金	円(賃料の1ヶ月分)	備考	
セコムカードNo			
鍵No・本数	／1本		

第2条(使用目的)

甲は物品類の保管の為、乙よりトランクルームを借り受けるものとし、甲の所有物以外の物品類を保管する事は原則禁止とする。
又、現金・貴金属・有価証券・通帳・印鑑・重要書類等の貴重品・発火性を有するもの・その他危険物・生物・動植物・産業廃棄物・その他臭気を発する物・腐敗変質しやすい物等は収納する事は出来ないものとする。

第3条(契約期間)

契約期間は上記表記の期間となりますが、終了日の1ヶ月前までに書面・電話連絡による解約予告が無い場合は、同条件にて1年間延長し、以後も同様とする。但し1ヶ月以上の滞納金額がある場合はこの限りではありません。

第4条(使用料等の支払い)

- 甲は下記の口座へ毎月末日までに翌月分の使用料を乙へ支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。
- 利用開始月の1ヶ月未満の使用料は日割り計算とする。利用期間が1ヶ月未満の場合は日割り計算はしないものとする。

振込先口座	千葉興業銀行 検見川支店 普通 No 5407141 株式会社マイホーム
-------	--------------------------------------

第5条(遅延損害金)

甲が、この契約に基づく支払いを遅延した場合は、甲が支払うべき日の翌日から起算して、支払日の前日に至るまでの日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を乙が請求した場合、直ちに支払うものとする。

第6条(甲の義務)

- 甲又はその指揮管理下にある者が故意または過失により、当該トランクルーム又は他のトランクルームの施設及び付属品に損害を与えた場合、甲が自己の責任と負担において、その損害を賠償しなければならない。
- 甲は、本契約の解約(解除含む)の時点までの間に現住所・連絡先(携帯含む)の変更があった場合、速やかに乙に通知しなければならない。甲の緊急連絡先も同様とする。

第7条(乙の免責)

温度、湿度等の変化により収納物が変化・変質・錆・カビ・腐敗・害虫等の損害が発生した場合や火災・地震・風水害等による損傷・浸水・漏水等の被害が発生した場合、その他不可抗力を原因とする損害については、乙は一切、その責を負わないものとする。
又、第三者より受けた盗難・放火・事故等による損害についても同様とする。

第8条(権利の譲渡・転貸の禁止)

甲は理由の如何に関わらず、本契約での甲の権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

第9条(禁止事項)

- 甲は、敷地内(トランクルーム上部・中・下部・乗り入れスペース含む)で次の各号の行為を禁止する。
- 居住、事務所及び店舗としての使用や営利を目的とした使用。
 - 近隣住民に迷惑となる全ての行為。(騒音等)
 - 物品以外の動植物を飼ったり、栽培すること。
 - 危険物の持ち込み。
 - 荷物の搬出入以外での立ち入り及び行為。(作業等)
 - 荷物の搬出入時であっても敷地内に車両を置いて、その場(敷地内)から離れる行為。
 - 荷物の搬出入完了後の滞在及び宿泊。
 - 荷物を放置(契約終了後の残置を含む)したり、造作物などを設置する事。尚、これらの行為を発見次第、乙は甲に対して、撤去費用を請求できるものとする。
又、甲は放置(契約終了後の残置を含む)した物品や、設置した造作物等の所有権を主張せず、乙が適宜処分又は利用しても、何ら異議を述べない。この処分、利用により甲に損害が生じたとしても、甲は理由の如何に関わらず、これを乙に請求できないものとする。

第10条(期間内解約)

- 本契約期間中でも、甲または乙の電話連絡又は書面により、甲乙双方にて本契約の解約を申し入れる事が出来る。
- 甲の解約日は電話連絡及び書面にて乙が解約を確認した月の翌月末日にて契約を解約とする為、日割り金額の清算は無いものとする。
- 鍵の返却は解約日より3日以内に郵送又は持参にて、乙に返却するものとし、遅延した場合は、遅延日数分の日割料金を甲は負担するものとする。
- 乙は、トランクルーム設置場所の借地契約終了期日に合わせ、事前に甲へ期間内解約日の設定が出来るものとし、甲は承諾するものとする。

第11条(期間満了解約)

乙所有のトランクルームは設置場所が事業用借地契約の場合は予め設定した期間満了日に伴い、本契約を終了するものとする。

第12条(契約の解除)

甲が次の記載する事由に該当する場合、乙は即時、本契約を解除する事が出来る。

- 甲が本契約の各条項に違反した時。
- 甲の使用料が翌月5日になっても当月分が支払われない時。
- 甲が警察当局の介入を生じさせた時。
- 甲が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に抵触した時。
- 乙が通常的手段を用いて甲の自宅電話・携帯電話・勤務先・緊急連絡先に連絡しても1ヶ月以上、甲と連絡が取れない時。
- 甲の住所に電気・ガス・水道の契約状況、若しくは郵便物の状態などから、明らかに居住していないと判断した時。
- 甲が住所不明により1ヶ月以上、新住所の連絡がなく確認が取れない時。

第13条(契約解除に伴う残置物について)

本契約第12条に伴い契約が解除された場合、乙はトランクルーム内に立ち入ることが出来、残置物がある場合、乙は直ちに処分する事が出来る。尚、この残置物は契約者本人の所有如何に関わらず、乙は残置物が甲の所有であるとみなす事に、甲は異議を申し立てない事とする。

第14条(契約の終了)

- 契約の解除又は解約により本契約が終了した場合は甲は直ちに当該トランクルームを現状に復し、乙に明け渡さなければならない。
- 契約期間終了後、3日を経過した後も残置されている物品については、甲が所有権を放棄したものと、乙は自由に処分できるものとする。
- 甲が原状回復義務を怠った場合は、乙は甲に代わって原状回復工事を実施出来るものとし、その費用は甲の負担とする。

第15条(乙の立ち入り)

乙は災害及びその他管理上必要がある場合は、原則として甲に確認後、トランクルーム内に立ち入る事が出来る。但し、緊急を要する場合や甲に連絡がつかない場合は、乙の判断で立ち入る事が出来るものとする。

第16条(合意管轄)

甲と乙は本契約に関する紛争について、千葉地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意する。

第17条(鍵について)

甲が鍵を紛失又は過失により交換する場合は、鍵交換代金として甲は乙に以下を支払うものとする。
セコムカード・・・5,000円(税込) ルームキー・・・10,000円(税込)※防犯上シリンダーごとの交換となります。

第18条(トランクルームの移動契約)

トランクルーム間での移動については、場所を問わず移動先のトランクルームの賃料0.5ヶ月分を事務手数料として甲は乙に支払い、新規に契約を締結する。この場合においても当初契約したトランクルームの契約終了月の日割り計算は実施しないものとする。

第19条(特約事項)

本契約を証するため、本書を二通作成し、甲・乙各々一通を保管する。

	(甲 / 借主)	平成 年 月 日
個人	住所 :	【 自己所有 ・ 親族所有 ・ 賃貸 】
	氏名 :	印 メールアドレス :
	携帯電話 :	自宅電話 :
	会社名 :	会社連絡先 :
	会社所在地 :	
	(緊急連絡先)	
法人	住所 :	【 自己所有 ・ 親族所有 ・ 賃貸 】
	氏名 :	続柄 :
	携帯電話 :	自宅電話 :
	所在地 :	
	会社名 :	印
	連絡先 :	担当者 :
	(乙 / 貸主)	
	所在地 :	〒260-0033 千葉市中央区春日2-9-9
	会社名 :	株式会社マイホーム 代表取締役 加瀬 靖 印
	連絡先 :	TEL 043-203-5557 / FAX 043-203-5558 / mail : info@myhome-co.com